

# 信教の自由と宗教法人法

中 濃 教 篤

(日蓮宗現代宗教研究所顧問)

## 一、宗教団体法の概要

ここ二、三年来、東京だけでなく、各県、各市にわたり、寺院に対する所轄税務署の「調査」が活発になされるようになった。その際、税務署員が過去帳の閲覧を求めたり、檀信徒名簿の提示を要求したりといった、いわゆる「調査権」の乱用が行なわれてもいる。「お上」に弱い住職は、ともすれば税務署員のいいなりになり、宗教法人として憲法や宗教法人法で保証されている權益を侵かされていることに気づこうとしない場合が見受けられる。

そこで、この時点で、改めて宗教法人法を読みなおすとともに、宗教法人の權益について学びなおして見る必要があると考える。そのためにも、戦前からの宗教法の歴史を簡単に振り返えることは、決して無意味ではなからう。

さて、宗教法といえば、誰しもが思い浮べるのは、一九三九（昭和十四）年に成立した「宗教団体法」であろう。この法案が貴族院特別委員会に提案された際、当時の平沼総理は、その趣旨をつぎのように述べている。「我国におきましては、御承知であられる如く憲法によつて、宗教即ち信教の自由は認められております。唯、安寧秩序を害し国民の義務に背反すべき場合は、これに制圧を加えなければなりません。大体信教の自由は認められておるのであります。併しながら、この宗教をして真にその機能を發揮せしめするには、もとよりこれ保護監督を必要と致すのでございます。……併しいずれの宗教に致しましても我国体觀念に融合しなければならぬということは、是は申すまで

もないこととございます。我が皇道精神に反することはできないのみならず、宗教によつて我が国体觀念、我が皇道精神を涵養するということが、日本に行なわるる宗教としては最も大事なことであると考へるのであります。これに於ては、一面においては宗教の向上發展を図ることが最も大事なことであると考へるのであります。ついでに、これに國家と致しまして保護を加へることは是非やらねばならぬことである。是と同時に宗教の横道に走るといふことは、是は防止しなければならぬが、これがためには、これに對して監督を加へることが必要であらうと思ひます」

（「宗教団体法案貴族院特別委員會議事速記録」と。ここで、しきりと宗教の「保護」がいわれるとともに、「監督」が強調されているところに、宗教団体がネライとしたところをいかになくしめしている。それでは、法の内容はどうかといへば、「以前寺院、祠宇、仏堂にとどまつていた所得税の免除を宗教団体全般に及ぼし、その他宗教の用に供する境内地に對する地租の免除」などの保護規定を設けるとともに、ことさらに神道は宗教圏外におき、「国教」として保護することにした。官幣社の費用は大蔵省から支出され、国幣社もすべて官費が支給され、神職は官吏待遇という特別保護がなされたことを思へば、保護という名目の内容は、神道中心であり、むしろ一般の宗教に關しては監督規定が目的であつたとさへいえる。「宗教が皇道から横道に走らない」ためには、どうしても盛り沢山の監督規定を必要とするわけである。

宗教団体やその教師が行なう宗教行為が、安寧秩序を妨げ、日本臣民たることの義務にそむく場合は、その宗教行為を制限し、または禁止することができた（「団体法十六條」）などの条文と、治安維持法という弾圧法規によつて起されたのが、日蓮遺文削除（「遺文の中にある不敬の箇所を削れ」）曼荼羅不敬事件（マンダラの題目の下に天照大神と書かれてゐるのは不敬だ）である。このようにして理不尽な政治権力からの圧力が加えられたのである。

さらに、監督の適正を期するために、宗教団体の実情に精通しておく必要があるという理由から、各宗教団体より報告を求め、その実況を調査することができるようになつていた（「団体法十八條」）。これほど厳しい宗教法のもと

で、先師はさまざまに苦勞を重ねながら、布教伝道に心血をそそいだ。だが、筆者の経験からいつて、信仰内容・教義内容へのすさまじいまでの圧迫はあったが、今日のように、寺院經理の面で、僧侶たちのソロバンに弱いという現実をふまえ、税務面からの執拗なまでの調査などで苦しめられるというような側面は少なかったように思う。要するに、最近の税務攻勢は、「民主主義」「信教の自由」を一応ふまえた形をとりながら、巧妙に、しかもなしくずしにそれを形骸化しようとしているかに思える。

## 二、宗教法人法の成立

こうして実質的に信教の自由を奪った「宗教団体法」も、敗戦とともに消滅せざるをえなくなり、変って登場したのが「宗教法人令」である。この法律が成立したのは一九四五（昭和二十）年であった。戦前の「宗教団体法」が、「政府は宗教に対して完全な統制を保つことが出来た。神祇院の設置が、宗教団体法の発布されるまで延期されていたことは、意味のないことではなかった。一九三〇年代の後期に、日本がそれに向って急速に動いていた全体主義的形態は、宗教の統制化ということをも含んでいた。これを達成せる道具が宗教団体法であり、これによって宗教事務をもう一度政府の手の中に収めた。一九四一年の夜明けと共に、極端な国家主義者たちは彼等の目標に着々近づいていた。仏教や基督教の諸宗派に対して合同が強制され、基督教連合会、仏教連合会、神道教派連合会で構成せられた宗教連盟が組織せられた。かくて、全体主義目的に宗教を利用せる機関は完成したのである」と、GHQが分析したような内容であったため、当然のことながら廃止される運命に遭遇したのである。

そこで、新しく成立した「法人令」では、政府による宗教団体への介入が廃され、日本国憲法の「信教の自由」「政教分離」の原則に沿ったものとなった。したがって、教団などの設立についても、「団体法」では主務大臣の認可を必要としたものが、「法人令」では届出によるだけとされるなど、大きな変化が起きた。そこでいわゆる「神々のラッシ

ユアワー」が現出することともなり、宗教法人の道から逸脱し、世間の批判を浴びるような現象が数多く生まれもした。それらの風潮を背景に、政治権力側は、「法人令が十八条の小規定では、宗教団体の法的地位なり、法的活動がまかないきれず、戦後の日本の宗教界の実状にそぐわない」という大義名分をたて、つぎのような具体的理由づけのもとに、「法人令」の改定が進められた。

(1) 届出制の乱用、行き過ぎ(非宗教団体または個人が宗教法人として届出をし、その陰で脱税行為や風紀を乱す行為が平然と行なわれたことや、新宗教の乱立などがそれを意味する)。

(2) 収益事業と法人業務の関係の規定がない。

(3) 離脱問題に関する規定が不明確である。

(4) 総代制の民主化と責任制が欠除している。

(5) 保全さるべき財産の対象、範囲が不明確なこと。

(6) 規則の記載事項が不十分なこと。

(7) 包括団体とその所属する宗教団体との相互関係が法的に不明確であること。

(8) 合併ができることの根拠がないこと。

などがそれであるが、さらに本質的に「財産の保全」のための業務監督と、「信教の自由」の保障との法的活動の限界点が不明瞭である、などの諸点があげられていた。そこで一九五一(昭和二十六)年に国会で成立したのが、現行の「宗教法人法」である。この「法人法」では、宗教法人となるためには、「法人令」が届出制であったものが、所轄庁の「認証」を必要とすることになっている。丁度、「団体法」と「法人令」の中間策になったといえる。ところで、その目的とするところは、「宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、その他の目的達成のための業務及び事業を運営することに資するための宗教団体に法律上の能力を与えること」とされ、「憲法で保障された信教の自由は、すべての国

政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人・集団又は団体が、その保障された自由に基づいて教義をひろめ儀式行事を行ない、その他宗教上の行為を行なうことを制限するものと解釈してはならない」と厳格に規定されている。ただ、この法律で、「収益事業の規定」が新設されたことには注目しておかなければならない。なぜならば、この規定の拡大かつ恣意的な解釈運用が、昨今の税務攻勢とかわつてくるからである。その条文とは、「宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行なうことができる。この場合において収益を生じたときは、これを当該宗教法人・当該宗教法人を包括する宗教団体又は当該宗教法人が援助する宗教法人、若しくは公益事業のために使用しなければならぬ」というものである。要するに、本条文からすれば、寺院で事業を行なつて得た収益を、住職個人の収入としてしまつたりしてはならないが、これを宗教法人の公益事業に使う限り、課税の対象とはなりえないというのが、本来的な解釈となる。ところが、現今では、寺院の収益事業収入が宗教法人の使用にあてられていても、課税の対象となり、「駐車場・不動産貸付業」とされてしまつているのである。こうなつた原因の一つには、宗教法人責任者のなかに、不心得者が時々あらわれて、事業収入を私するといった現実が、世間の批判を買つたという事実も含まれていることに、われわれは充分心しておかねばならない。と同時に、税制の改悪などともからみ、大蔵省や国税庁の徴税強化政策のもとで、「宗教法人法」などで保障されている宗教法人の公益性・権利が、せばめられてきているといった面も見逃すことはできない。このことは、日本国憲法で保障されている、国民の民主的な権利が、国会での論議や法律制定をとまわずに、いつの間に各省庁の「通達」というものでなくすしに失われている「通達」行政の現実と無関係ではない。その一例を挙げて見よう。

### 三、「通達」行政の恐ろしさ

ここ二、三年、急激に強まってきた、宗教法人である寺院などに対する税務調査で頭を悩ましている任職は多いと

思う。ところで、この調査のひきがねとなったのは、国税庁長官名で一九八一（昭和五十六）年十一月二十日付で出された「法人税基本通達」の「一部改正」である。これこそ、典型的な「通達」行政といえる。この「基本通達の一部改正」のなかに、公益法人等の収益事業に関する部分というのがある。その通達の「十五ノ一」には、つぎのように記されている。「公益法人等が令第五条第一項各号（収益事業の範囲）に掲げる事業のいずれかに該当する事業を営む場合には、たとえその営む事業が当該公益法人等の本来の目的たる事業であるときであっても、当該事業から生ずる所得については、法人税が課せられることに留意する」（傍点筆者）とある。この条文について税理士の阿部国博氏は、「宗教法人への税務攻勢」という報告（第二回現代の危機にこたえる日本仏教徒平和会議「報告集」）のなかで、つぎのように指摘している。「（この通達は）政令で掲げている収益事業（製造業・物品販売業等現在三十三種）に該当する事業を営んでいる場合に、その事業が公益法人（宗教法人）等の本来の目的の事業の場合であっても、その事業から生じた所得に対して法人税を課税するという。例えば、お寺がおみくじや経文を頒布するのを収益事業に該当すると判断すれば、それ自体が宗教法人の本来の目的の宗教行事（活動）の一部であっても課税しますということです。また、公益の便益のために赤電話を境内に設置していても収益事業（通信業）として課税するという。これは今までにはなかった、新設されたものです」と。ここまでくると、明らかに「宗教法人法」でうたわれている公益性、宗教法人の権益保持は、完全に空文化してしまうといわなければならぬ。これが、今日、日本政府が推進している最も恐れなければならぬ「通達」行政の実態である。

同時に出された「基本通達十五ノ二ノ十四」も問題を含んでいる。それは、「公益法人等又は人格のない社団等が法第七四条第二項（確定申告書の添付書類）の規定により、確定申告書に添付する貸借対照表・損益計算書等の書類には、当該公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業に係るこれらの書類が含まれることに留意する」とされている。これについて前掲阿部氏は、「これによると、収益事業を営んでいると認定され、そして所得がある場

合について、その収益事業に係る計算書類（収入・経費等）だけでなく、その公益法人がおこなっている収益事業以外の事業に関する一切の計算書類も提出せよといっているのです。例えば、宗教法人ですと、憲法の立場から現下の税法上からも非課税ですから、宗教法人の本来の収支について何ら税務署が口出しをする筋合いはありません。

しかし、この十五ノ二ノ十四によれば、宗教法人が収益事業を営んでいて所得があると認定した場合には、檀家の数等も、年間の布施収入も判るような計算書類も当然添付書類に含むのだという見解になります。これは、大変重大な問題です」と述べている。だからこそ、日本宗教連盟は、この「通達」が出ると、いち早く反応をしめし、大要つぎのような批判的見解を発表した。それは、一部公益法人の目にあまるような営利活動があるというが、そういう原因があるにしても、この通達は信教の自由を侵すおそれがある。また、一部の公益法人に、公益目的からはずれた営利活動的なことがあつたとしても、その是正を国家権力が介入して是正すべきではなく、宗教法人の自立自浄によつて解決される問題であり、宗教への国家の介入はあらゆる自由に対する侵害の第一歩となるであろうとして、さき通達の二つは廃止すべきであるとしている。そして、その理由の一つとして、この二つの通達は、信教の自由を否定したかにみえる通達で、しかも、その通達を関係団体の意見も聞かず、事前の調査もせず、また法律の改正によらず簡単に出した。これは、新たに租税を課す場合には、法律によるか、法律に定めた条件によらなければならぬと定められている憲法（八四条）の規定にもそむくことをあげ、「十五ノ一ノ一」については、「公益法人の本来の目的の事業であつても……」というのは、きわめて危険であり、「十五ノ二ノ十四」の、すべての宗教活動の収支を報告せよというのは、税務指導、調査に名を借りて宗教活動のなかに徴税権力が踏み込んでくる危険性が十分にひそんでいる。何を収益事業と判断するか、何が宗教活動かの判断まで国家が介入してくる危険があると指摘している。日本宗教連盟の「見解」を翻訳すると、以上のようなことになるといつてよからう。

日本宗教連盟が、このような「見解」を発表したにもかかわらず、この国税庁長官「通達」は、寺院への税務調査

の活発化の火に油をそそぎ、ますますエスカレートしているというのが、今日の状況である。とともに、われわれが注意しておかなければならないことは、こうした「通達」による税務攻勢が強められる前後に、マスコミを通じての世論動員が巧妙に準備されたということである。それは、週刊誌や新聞を使って、やれ某寺の住職が愛人に二千万円のミンクのコートを買ったとか、葬儀の布施を個人の収入にしていたとか、税務署あたりから流された一部好ましがらざる代表役員の行為についての情報で、その紙面をにぎわし、宗教学者一般が、いかにも脱税を数多くやっているかのように印象づけていたということである。それに「不公正税制」の是正という名目を加え、宗教学者への税務調査はいかにも「当然のこと」という世論の支持をうるような高等戦術がとられもした。

ここまでくると、宗教学者がえている「公益性」による「非課税」措置など、風前のともしびになりかねない。本来、宗教というのは、人々の精神活動に関するものであるが故に、宗教学者は公益的存在なのだといえる。また、日本国憲法の政教分離、信教の自由の原則からいって、宗教学者への課税ということは、慎重の上にも慎重でないと、徴税権力が宗教活動に事実上介入することになりかねないので、原則的に非課税の建て前がとられているのだと見なければならぬ。これは、憲法第二十条の規定からも必然的な結論だといえる。それが、なしくずしに破られるつつあるというのが、今日の実態である。その根底には、このところ国税庁などで、「現行の寺院規則では、責任役員構成は三人程度であり、これでは私法人であり、とても公益法人にはあたらない。そのためには、責任役員を七名以上にすべきだ」などとする声が出はじめていることを知っておかねばならない。ここまでくると、近い将来、宗教学者の改悪ということが、国会の討議にのぼらないとはいいい切れなくなる。

とはいえ、ここでわれわれとしても充分に反省しなければならぬ点が多い。その自浄がともなわぬ限り、これまで論じたようないい分はあるにせよ、国家権力を相手にして、充分な対応をして行くことは、困難であるといえる。そのためには、週刊誌などに暴露された宗教家にあるまじき振舞いは論外として、宗教学者の公益性にふさわしい寺

院経営を行なうとともに、宗教法人法などについても、その認識を深め、そこに保証されている権利と義務を掌握しておくことが、基本的に必要であろう。これをより具体的にいえば、

(1) 寺院の私物化意識を改め、その公益性に沿った維持をはかること。

(2) 実務的には、宗教法人法に規定されている備え付け帳簿の完備などを心がけ、収支の正確な記録を実施する。

(3) そのうえで、税務署員の宗教法人の特質を無視した不当調査には、それなりの対応をする。

以上のような初歩的な態度を持しながら、日増しに強まる宗教法人の公益性を無視した徴税攻勢には、宗教界が結束して対処して行く体制が必要だといえる。

ここで、大局的見地から、これまでに論及してきた現実をどう見るかについてよくまとめられた文章を紹介し、結論にしたいと思う。それは、去る一九八三（昭和五十八）年に催された「83 反核日本宗教者平和集会」での討論のまゝに記された「税問題」の項の一文である。「軍拡のための軍事費の突出、すなわち軍拡予算の推進に伴い、政府は、福祉の切り捨てや「行政改革」による国民へのサービスの削減などとともに、全般的な徴税強化をはかり、宗教界に対しても不公正税制の是正を口実に、宗教法人法に定められた公益性を無視した不当な調査と厳しい徴税に着手し、……信徒の献金や布施という、純粋な宗教行為に対してまで課税を曰論む内閣税制調査会による法人税見直し策は、宗教法人法そのものをも見直すことを課題とするにいたっており、私たちは、いま、靖国神社問題と税問題の両面から、信教の自由を蹂躪されようとしているのです。宗教界自身の体質のなかにある、信教の自由を保障する平和憲法体系のもとにある宗教法人法に対する無知や、事務的ルーズさ、宗教法人を私物視する誤り等を正し、一部にみられる企業化、利権化をきびしくいしめ、宗教法人が本来、神・仏のものであり、教師が信徒大衆とともに民主的に運営管理するものとして自浄する努力を強めつつ、宗教界が一体となって、軍拡予算の遂行を国民大衆とともに拒否する態度を確立することをめざして努力することが大切です」と。

(註) 「宗教団体法」「宗教法人令」「宗教法人法」などの歴史的変遷と分析について、よりくわしく知りたい方は、拙著『宗教の課題と実践』(白石書店刊)を参照いただきたい。

(本稿は、昭和六十年五月、現宗研主催「公開研究講座」において発表された研究要旨である)